

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

○厚生労働省告示第百八十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月二十一日から適用する。

令和三年四月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1933から 1966まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、アテゾ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシムル マブ、ペバシズマブ、 ペメトレキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アレクチニブ塩 酸塩、セリチニブ、 ロルラチニブ、エス トレクチニブ、テボ チニブ塩酸塩、カフ マチニブ塩酸塩、 リダチニブ、オシメ ルチニブメシル酸 塩、ゲフィチニブ、 アフアチニブマレイ ン酸塩、エルロチニ ブ、ダコミチニブ、 カルボプラチン+バク リタキセル、化学療 法、放射線療法、 G005、J045なし	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり	(略)	(略)	(略)	(略)	クリゾチニブ、アレ クチニブ塩酸塩、セ リチニブ、ロルラチ ニブ、エストレクチ ニブ、テボチニブ塩 酸塩、カフマチニブ 塩酸塩、フリダチニ ブ、オシメルチニブ メシル酸塩	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3537から 3562まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、オビ ヌツスマブ、プレ ンツキシマブ、ベドチ ン、モガムリズマ ブ、フォロチニブ塩 酸塩、プラトトレキ サート、ロミデプシ ン、ペンダムステチ ン塩酸塩、ホルテゾミ ブ、アレムツスマ ブ、イブルチニブ、 ベネトクラクス、オ ファツムマブ、チラ ブルチニブ塩酸塩、 アカラブルチニブ、 リツキシマブ+フィル グラスチム、リツキ シマブ+レノグラステ ム、リツキシマブ、 化学療法、放射線療 法、J038（4に限 る。）、G005、J045 なし	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり	(略)	(略)	(略)	(略)	ペンダムステチン塩酸 塩、ホルテゾミブ、 アレムツスマブ、イ ブルチニブ、ベネト クラクス、オファツ ムマブ、チラブルチ ニブ塩酸塩、アカラ ブルチニブ	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

改正前

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1933から 1966まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ニボルマブ、ベムブ ロリズマブ、アテゾ リズマブ、デュルバ ルマブ、ラムシムル マブ、ペバシズマブ、 ペメトレキセドナト リウム、クリゾチニ ブ、アレクチニブ塩 酸塩、セリチニブ、 ロルラチニブ、エス トレクチニブ、テボ チニブ塩酸塩、カフ マチニブ塩酸塩、 リダチニブ、オシメ ルチニブメシル 酸塩、ゲフィチニ ブ、アフアチニブマ レイン酸塩、エルロ チニブ、ダコミチニ ブ、カルボプラチン +バクリタキセル、化 学療法、放射線療 法、G005、J045なし	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり	(略)	(略)	(略)	(略)	クリゾチニブ、アレ クチニブ塩酸塩、セ リチニブ、ロルラチ ニブ、エストレクチ ニブ、テボチニブ塩 酸塩、カフマチニブ 塩酸塩、オシメルチ ニブメシル酸塩	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3537から 3562まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし イブリツモマブチウ キセタン塩化イット リウム、イブリツモ マブチウキセタン塩 化インジウム、オビ ヌツスマブ、プレ ンツキシマブ、ベドチ ン、モガムリズマ ブ、フォロチニブ塩 酸塩、プラトトレキ サート、ロミデプシ ン、ペンダムステチ ン塩酸塩、ホルテゾミ ブ、アレムツスマ ブ、イブルチニブ、 ベネトクラクス、オ ファツムマブ、チラ ブルチニブ塩酸塩、 リツキシマブ+フィル グラスチム、リツキ シマブ+レノグラステ ム、リツキシマブ、 化学療法、放射線療 法、J038（4に限 る。）、G005、J045 なし	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
6あり	(略)	(略)	(略)	(略)	ペンダムステチン塩酸 塩、ホルテゾミブ、 アレムツスマブ、イ ブルチニブ、ベネト クラクス、オファツ ムマブ、チラブルチ ニブ塩酸塩	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

(略)

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

## 改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
33	アベルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3225、3226及び3230
	アベルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年2月24日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3248、3249、3252、 3255、3258、3259、 3263、3266、3267及び 3271
(略)		
79	リバーロキサバン（ドライシロップに限る。）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2432
80	ブリグチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1953
81	ベロトラルスタット塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3630

## 改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
33	アベルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和元年12月20日に、医薬品医療機器等法第14条第13項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3225、3226及び3230
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

82	<u>ガルカネズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	1759
83	<u>乾燥濃縮<math>\alpha_1</math>-プロテイナーゼインヒビター（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3205から3210まで
84	<u>ジメチルスルホキシド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3307及び3309
85	<u>アキシカブタゲン シロルユーセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	3539から3547まで及び 3551から3562まで

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)